

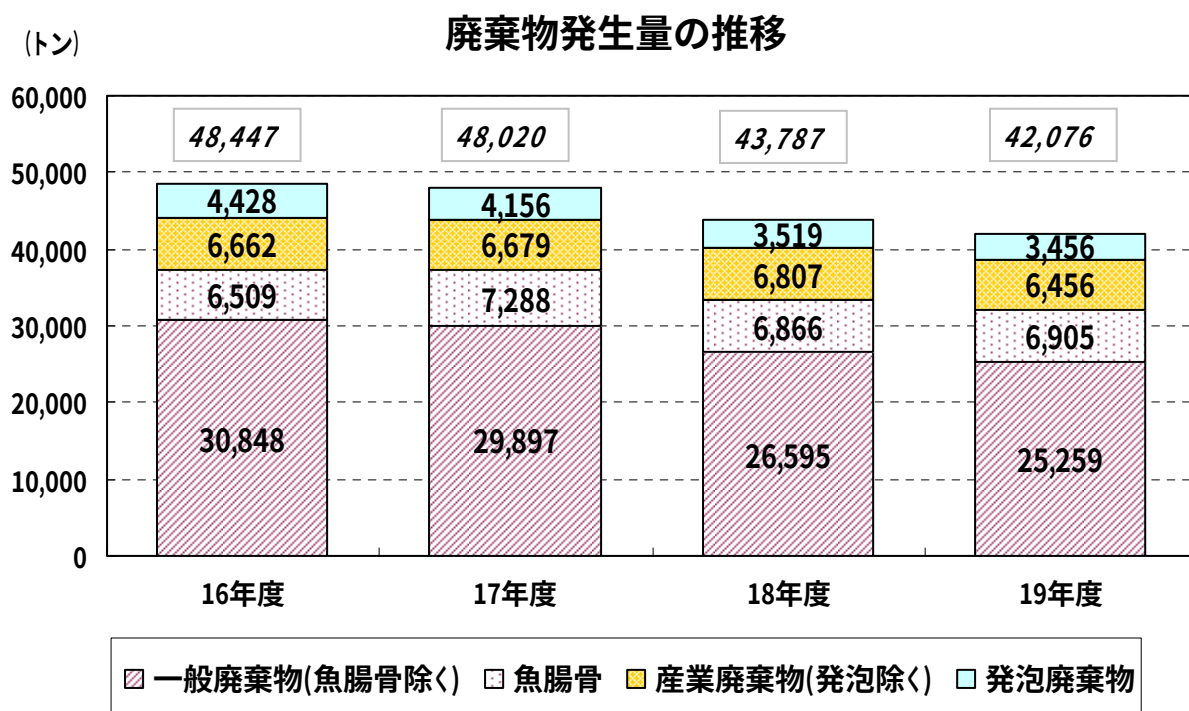
第3章 廃棄物対策

1 廃棄物処理の現状

(1) 廃棄物発生量の推移

過去5年間における廃棄物発生量の推移は減少傾向にあり、平成19年度は、対前年比で3.9%の減となっています。

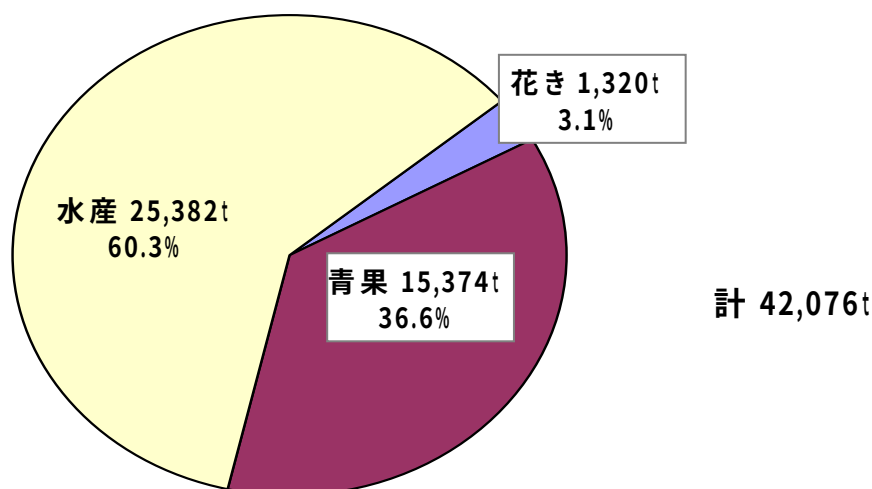
こうした廃棄物は、卸、仲卸、売買参加者、関係事業者等の事業活動に伴って発生しているものがほとんどですが、市場外から持ち込まれるものも相当数あると見られています。また、不法投棄されている廃棄物も少なくありません。



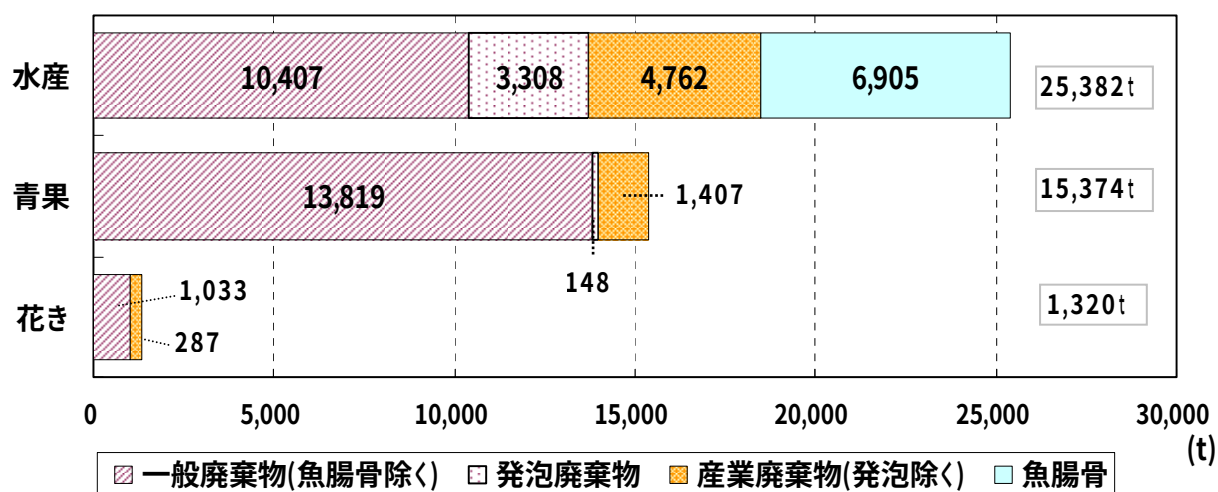
(2) 取扱部類別・種類別の廃棄物発生量

中央卸売市場では、事業活動に伴って大量の廃棄物が排出されています。平成19年度の廃棄物発生量は、年間42,076トンとなっており、その取扱部類別の内訳は次のとおりです。

取扱部類別の廃棄物発生量 (平成 19 年度)



取扱部類別の廃棄物発生量内訳 (平成 19 年度)



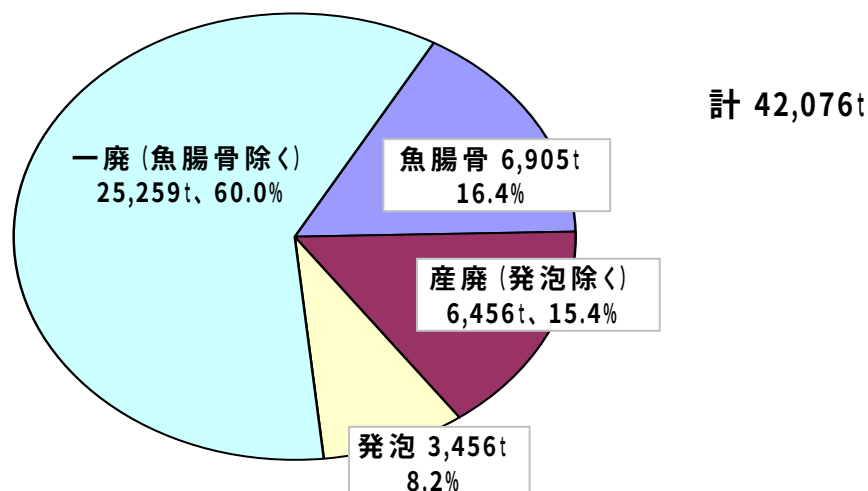
取扱部類別の廃棄物の発生量は、水産は 25,382 トンであり、全取扱部類別の発生量全体に占める構成比は 60.3%と最も大きくなっています。また、一般廃棄物に加え、魚腸骨や発泡廃棄物等が多く排出されています。

青果は 15,374 トン（構成比 36.6%）であり、一般廃棄物が大半を占めています。

花きは 1,320 トン（構成比 3.1%）となっており、水産や青果と比較すると発生量が大変少なくなっています。

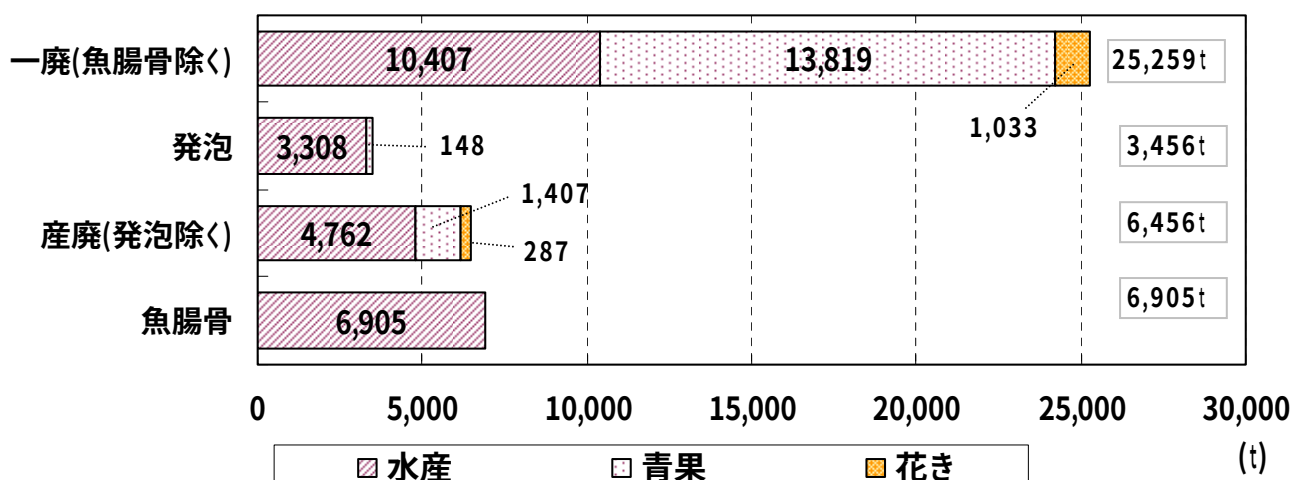
市場の廃棄物で一番多く排出されているのは一般廃棄物で、魚腸骨を除く数量は 25,259 トンであり、全体の 60.0%を占めています。これに続いて、水産で発生する魚腸骨が 6,905 トン（16.4%）、発泡廃棄物を除く産業廃棄物が 6,456 トン（15.4%）、発泡廃棄物が 3,456 トン（8.2%）となっています。

廃棄物種類別発生量 (平成 19 年度)

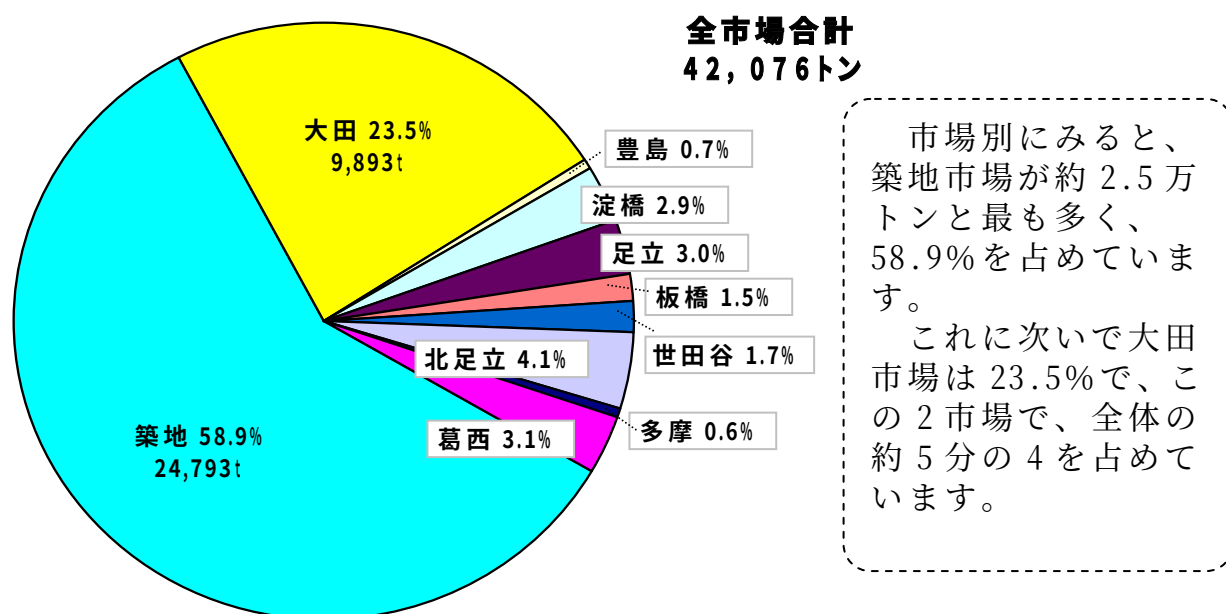


魚腸骨を除く一般廃棄物は、水産、青果、花きのいずれからも排出されますが、青果から排出されるものが全体の 54.7%を占めています。また、発泡廃棄物の 95.7%は水産から排出されています。これらに加えて、市場では段ボール箱やビン・カン等のごみも排出されていますが、これらの正確な排出量は確認することができません。

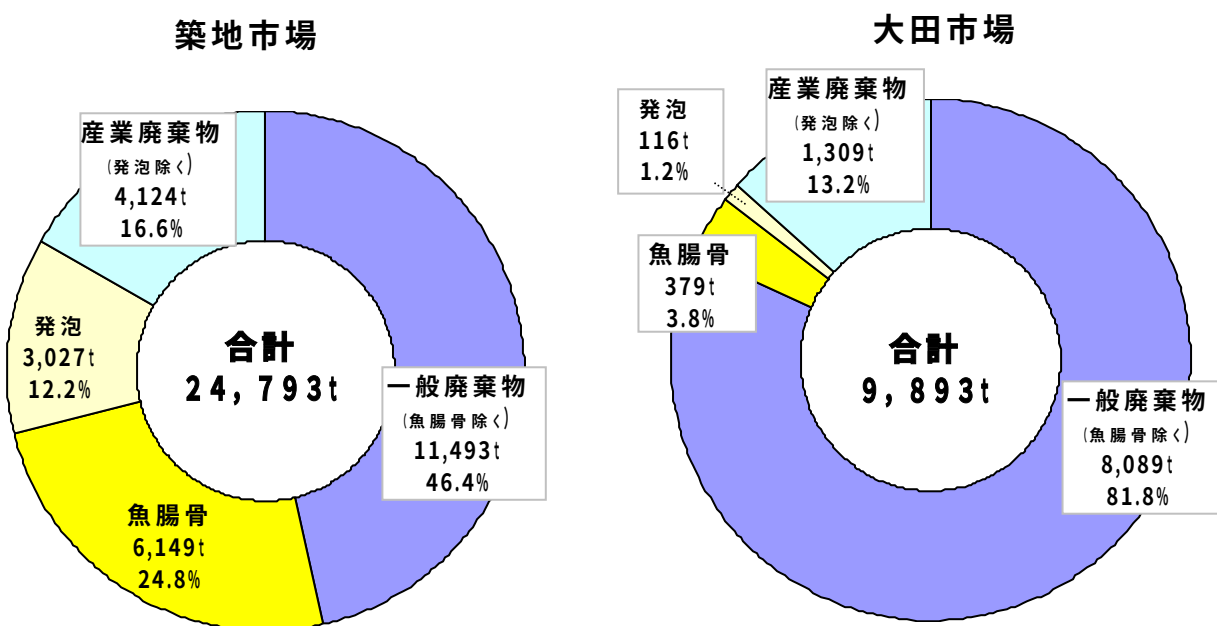
廃棄物種類別発生量の内訳 (平成 19 年度)



(3) 市場別廃棄物発生割合（平成 19 年度）



築地市場、大田市場の種類別廃棄物発生量（平成 19 年度）



築地市場では、水産で発生する魚腸骨 (24.8%) と発泡廃棄物 (12.2%) が、全体の 37.0%を占めています。

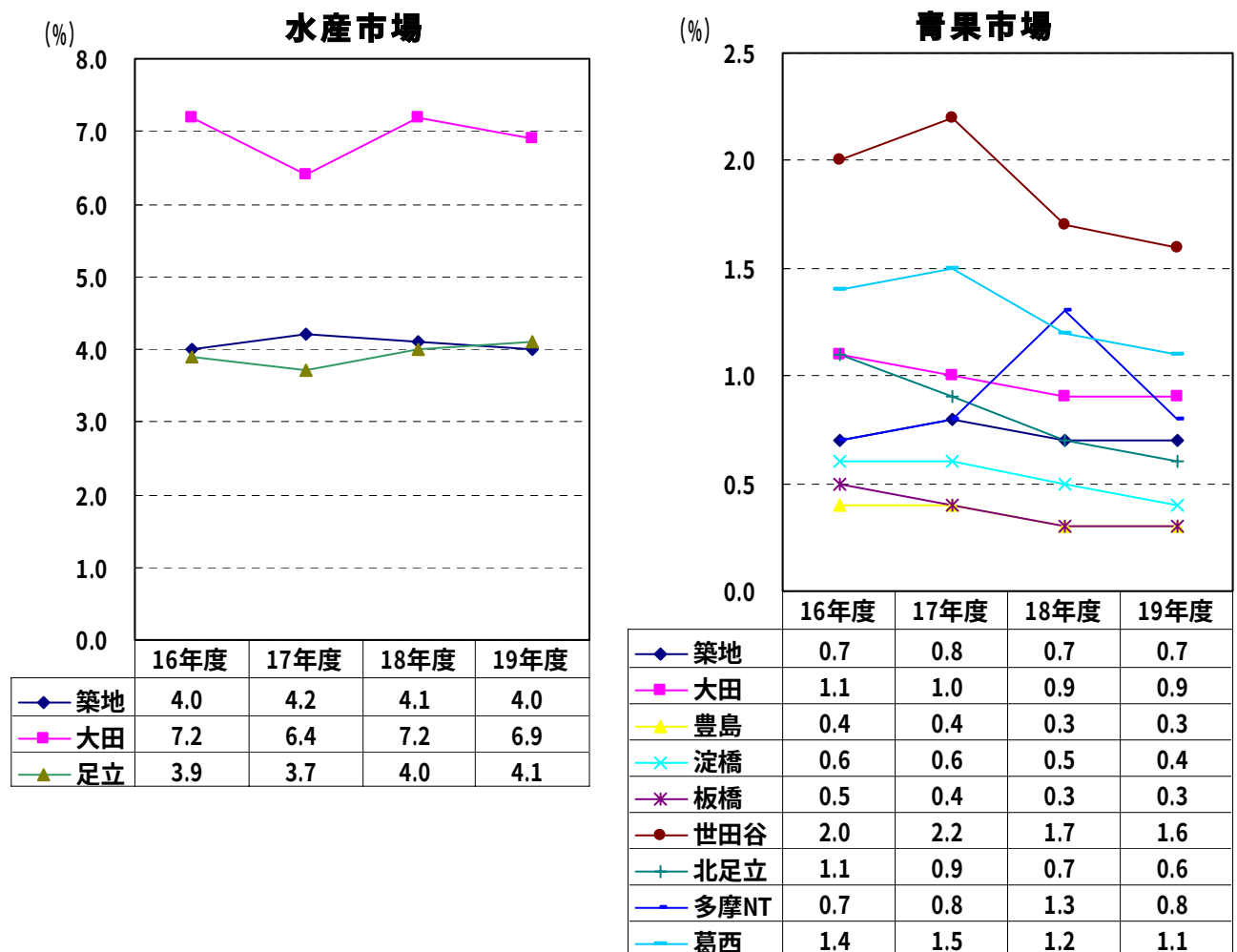
大田市場では、青果で発生する野菜くずなどの一般廃棄物が、全体の 81.8%を占めています。

市場別廃棄物発生状況（平成 19 年度）

（単位：t）

	一般廃棄物	魚腸骨	産業廃棄物	発泡	計	割合 (%)
築地	11,493	6,149	4,124	3,027	24,793	58.9
大田	8,089	379	1,309	116	9,893	23.5
豊島	274	0	27	6	307	0.7
淀橋	950	0	238	13	1,201	2.9
足立	417	377	193	281	1,268	3.0
板橋	592	0	44	5	641	1.5
世田谷	671	0	58	0	729	1.7
北足立	1,466	0	229	8	1,703	4.1
多摩	209	0	22	0	231	0.6
葛西	1,098	0	212	0	1,310	3.1
計	25,259	6,905	6,456	3,456	42,076	100.00
	32,164					

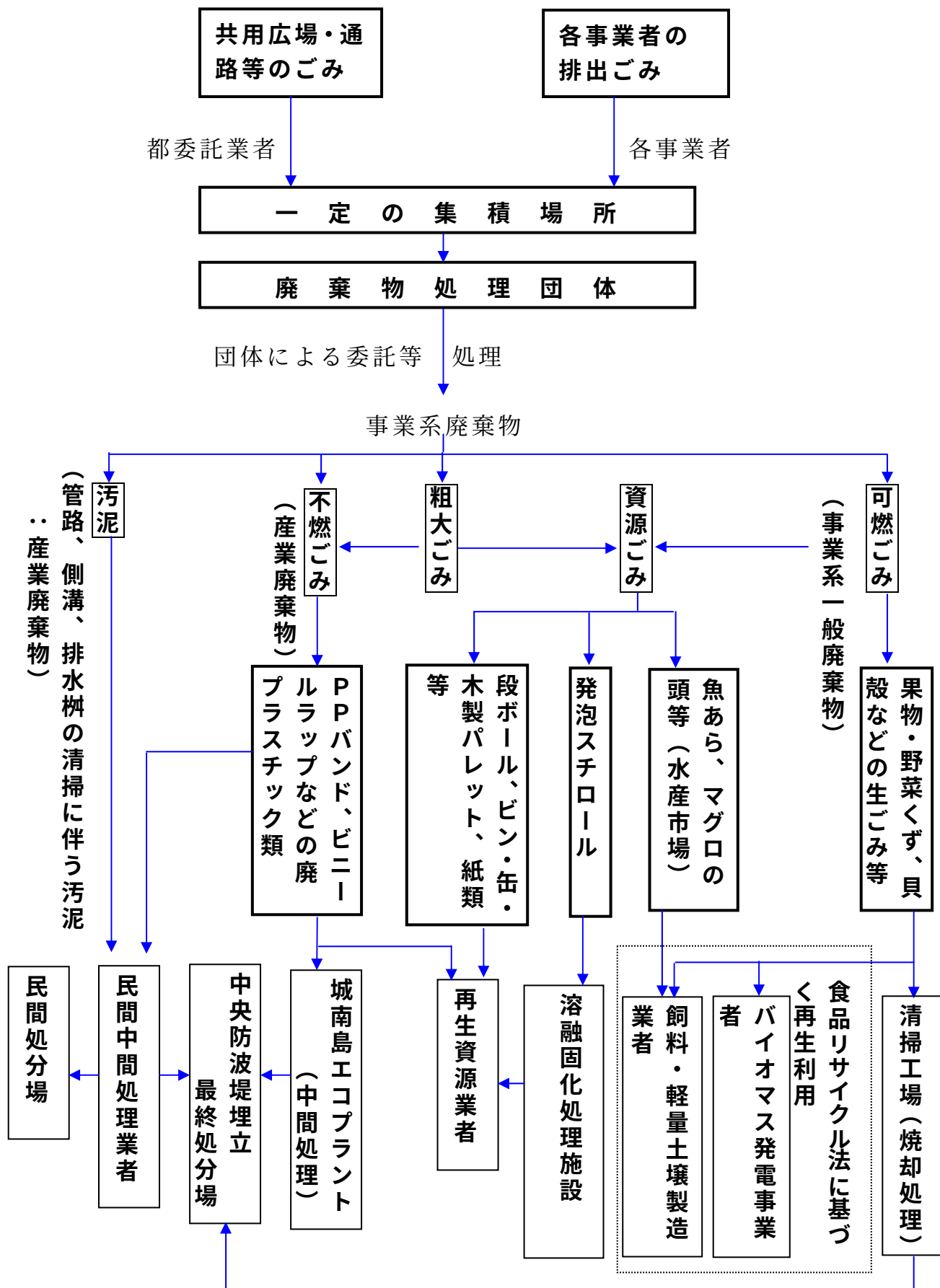
（4）廃棄物発生率（市場への入荷量に対する廃棄物の発生割合）



平成 19 年度の廃棄物発生率は、水産市場においては、築地市場、足立市場が約 4%であるのに対し、大田市場は 6.9%と高い率となっています。

青果市場においては、9 市場の平均が 0.7%となっており、水産市場よりも少なくなっています。ただし、市場別にみると、世田谷市場が 1.6%と高い率になっています。

(5) 廃棄物の処理方法
 <水産・青果・花き>



<食 肉>

食肉市場から排出される廃棄物は、かつて廃棄肉は飼料や肥料の原料に、水処理センターから排出される汚泥は、肥料の原料として利用されるなど、ほぼ 100%有効に活用されてきました。

しかし、平成 13 年 9 月の牛海綿状脳症（B S E）の発生以降、牛に由来する特定部位、肉くずなどについては食用・肥飼料としての利用が禁止され、現在は、産業廃棄物として処理されています。

■ 牛由来の廃棄物処理の流れの変化

B S E 発生前

＊廃棄物ではない。

■ 肉くず

→飼肥料の原料として再利用
(レンダリング)

■ 汚泥

→肥料の原料として再利用
(コンポスト化)

B S E 発生後(平成 13 年 10 月以降)

＊**産業廃棄物**として位置づけ

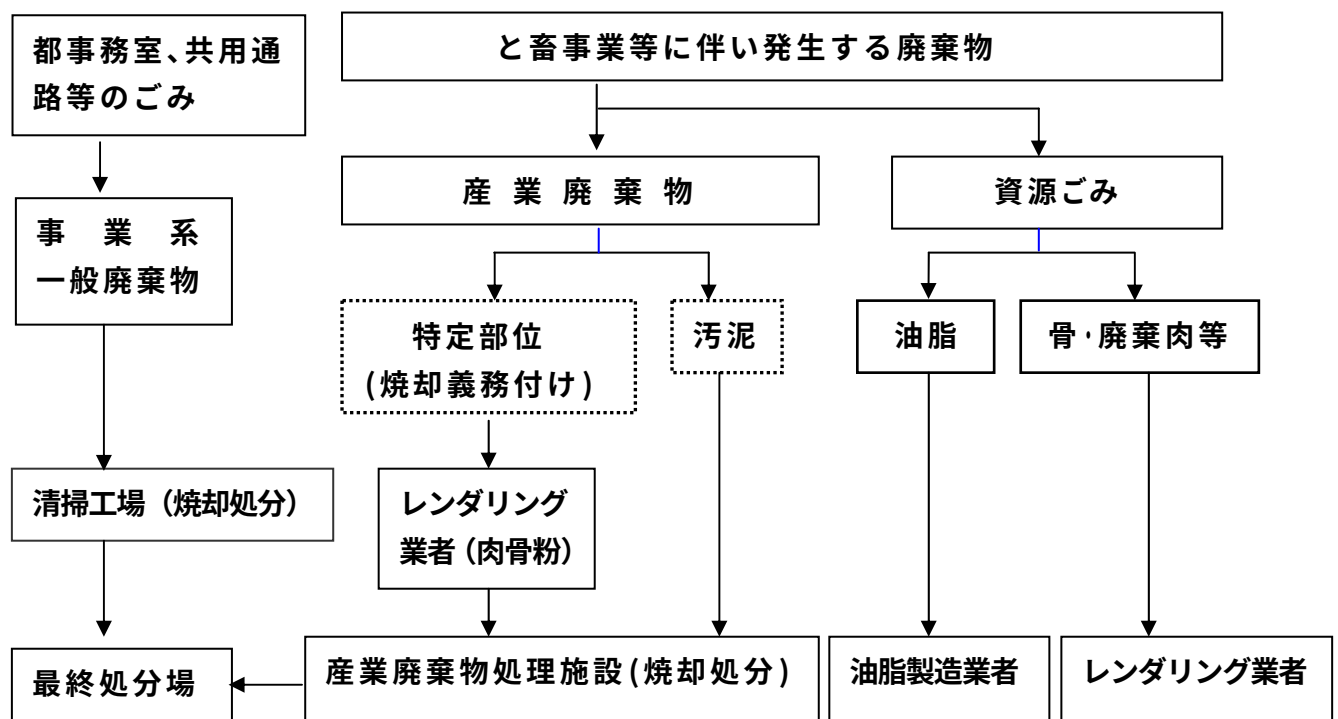
(廃掃法改正)

■ 特定部位（頭部〔舌及び頬肉を除く〕、脊髓、回腸遠位部）

→肉骨粉にして焼却処分

■ 肉くず →肉骨粉にして焼却処分

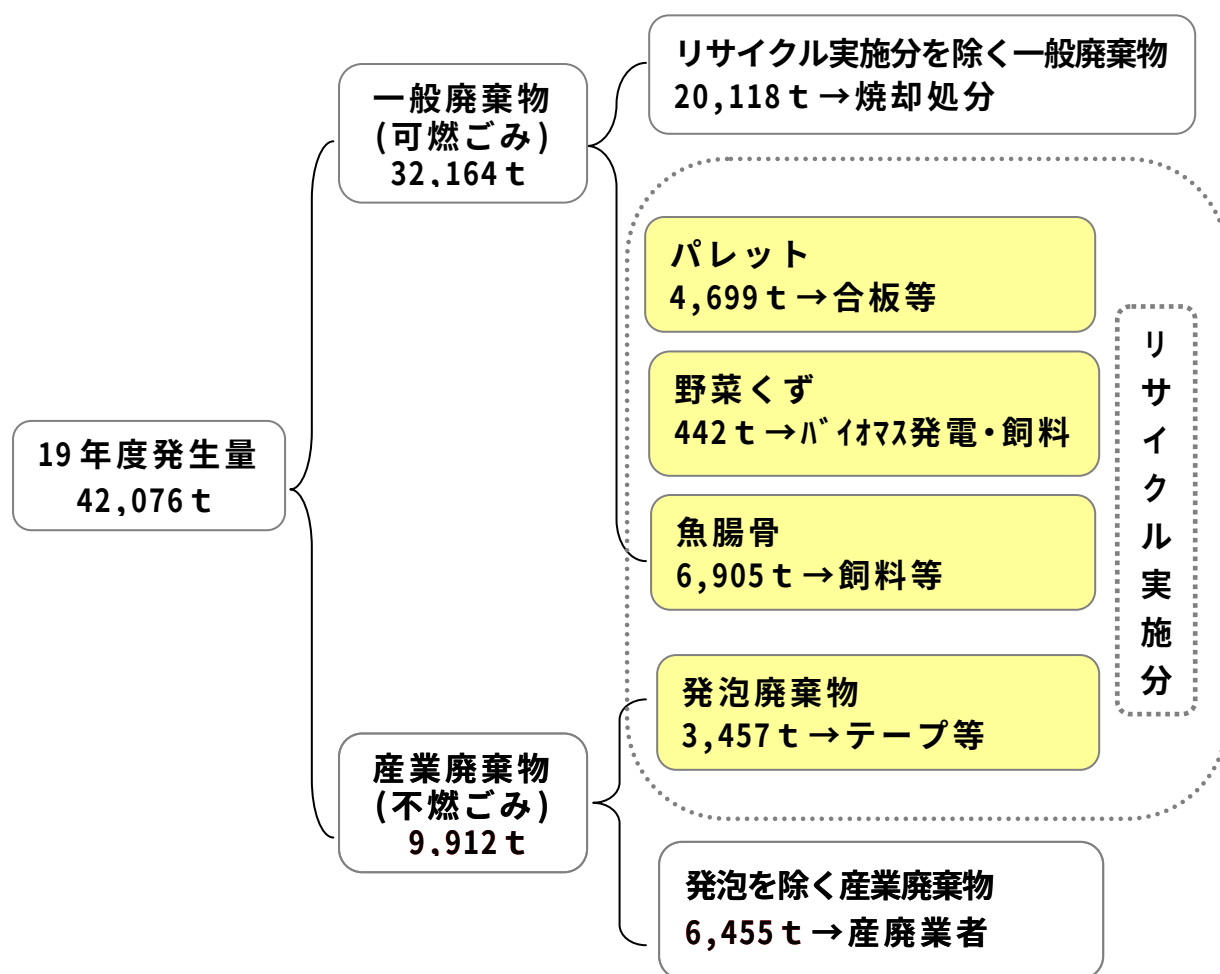
■ 汚泥 →焼却処分



注）レンダリングとは牛・豚・鶏等が解体された際に出る残物を加熱処理し、油脂分・肉骨粉などへ加工する工程をいう。

(6) 廃棄物の処理及びリサイクルの現状と課題

廃棄物の処理方法とリサイクル状況は、次のとおりです。



一般廃棄物は 32,164 トンであり、このうち最終処分場で焼却処分されるごみは全体の 62.5%、20,118 トンです。木製廃棄パレット¹は 4,699 トン、野菜くずは 442 トン、魚腸骨は 6,905 トンがリサイクル業者によって再生利用されています。

産業廃棄物は 9,912 トンであり、このうち 34.9%の発泡廃棄物 3,457 トンについては、溶融固化されて再生利用されています。発泡廃棄物を除く 6,455 トンは産業廃棄物処理業者へ持ち込まれ、埋立用材等として利用されています。

市場で発生した 42,076 トンのうち、再資源化されているものは、パレット、野菜くず、魚腸骨、発泡廃棄物の 15,503 トンであり、リサイクル率は 36.8%となっています。今後、ごみの発生量を抑制するとともに、リサイクル率の一層の向上を図ることが課題となっています。

¹ 木製廃棄パレットは、平成 20 年 3 月まで一般廃棄物として処理されていたが、平成 20 年 4 月から産業廃棄物に区分変更されている。